

令和4年3月1日

税理士 松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 障害者控除認定申請について 所得税・住民税の所得控除

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方で、市区町村に申請して身体の障害または認知症の状態が一定の基準に該当すると認定された方は、確定申告で障害者控除が受けられます。要介護認定の介護度が高くなってきたら市区町村に問い合わせしてみましょう。

障害者控除は申告者本人や同一生計配偶者、扶養親族が、障害者や特別障害者である場合の所得控除です。

## ① 障害者

令和3年12月31日（年の中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方

- ・身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方
- ・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- ・65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など

## ② 特別障害者

障害者のうち、次の特に重度の障害のある方

- ・身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
- ・精神障害者保険福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方
- ・重度の知的障害者と判定された方
- ・いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方など

## ③ 同居特別障害者

特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、申告者本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方

※老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。

区分	所得から控除される金額	
	申告者本人が障害者の場合	同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合（1人につき）
障害者	27万円（住民税 26万円）	
特別障害者	40万円（住民税 30万円）	
同居特別障害者	75万円（住民税 53万円）	